

飯豊町
農山漁村再生可能エネルギー法に基づく
基本計画

平成 30 年 1 月
山形県飯豊町

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

飯豊町では、平成 12 年に「飯豊町地域新エネルギービジョン」を策定、平成 20 年には「飯豊町バイオマスタウン構想」を策定し、化石資源からバイオマスへ転換し、バイオマス産業の活性化、循環型社会の形成など、廃棄物系・未利用バイオマスを活用した持続可能な循環型のまちづくりを推進してきました。

これらの取組をさらに加速させ、地域の産業に結びつけるため、平成 29 年度「飯豊町バイオマス産業都市構想」を策定し、「バイオマス産業都市」の認定を受けました。

「バイオマス産業都市」とは、原料生産から収集・運搬、製造・利用まで、経済性が確保された一貫システムを構築し、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域です。

本町の林野面積は 27,491ha であり、町総面積の約 84%を森林が占めています。林野面積のうち民有林が約 8 割、国有林が約 2 割。民有林のうち約 8 割が天然林の広葉樹となっています。本町の林業は、木材価格の低迷等から林業従事者の減少と加工を行う製材所も減少しています。このような中、松くい虫やナラ枯れ病による森林荒廃を防ぎ、町内林業の再生が必要です。かつて薪炭林として活用してきた広葉樹林等の膨大な森林資源を木質バイオマス等で利用し、新たな産業化を図っていきます。

また、本町は、米沢牛の 4 割を生産する主生産地であり、平成 29 年 1 月に設立した飯豊町畜産クラスター協議会や畜産関係機関と連携し、和牛繁殖牛素牛増頭、畜産事業者の多頭化など、畜産事業の規模拡大を図っています。若手畜産農家が中心となり、一層の飯豊産米沢牛の PR を図り、主生産地として確固たる地位を確立すべく、畜産業の振興に取り組んでいます。

これら畜産振興に伴う家畜排せつ物の適正な処理を行うため、本町内の肉牛、乳牛等の家畜排せつ物を原料とするメタン発酵施設整備を行います。家畜排せつ物の適正処理により、河川や地下水の水質改善、臭気低減を行い、更なる環境保全を進めます。畜産事業者の家畜排せつ物処理負担軽減と、安定した従来の家畜排せつ物処理方法である堆肥の供給に加え、高品質な消化液、再生敷料供給による地域資源の有効活用及び再生可能エネルギーの創出を目指し、恵み豊かな自然環境を保持しながら、持続可能な循環型のまちを目指していきます。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	地番	地目	面積(m ²)	備考
東部	大字添川	3518-11	牧場	14,093	バイオガス発電設備

*上記を主たる整備区域とする。

3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

発電設備の種類	発電設備の規模	備考
バイオガス発電	300kW	家畜排せつ物

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

該当なし

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組の内容	備考
発電事業者は、地域の活力向上及び持続的発展に結びつく取組を地域住民や行政と協議し実施する。	具体的内容は発電事業者と協議する。

6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全との調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分に配慮する。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつくられていることから、「飯豊町自然環境と再生可能エネルギー関連事業との調和に関する条例」の目的に基づき、これらの景観や住民の生活環境が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

地域の農林業の健全な発展に資する取組を行う再生可能エネルギー発電設備として、まずはバイオガス発電施設 300kW 導入することを目指す。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1)の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画についてその実施状況(設備整備の稼働状況、農林業の健全な発展に資する取組内容等)を調査し、認定設備整備計画の進捗を確認する。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業を中止又は終了する際は、発電事業者が直ちに発電設備の撤去及び土地の原状回復する義務を負い、撤去及び原状回復に係る費用を全額負担することとする。設備整備計画の審査を行う際には、これらの事項に加え、原状回復されないときの損害賠償や土地の賃借期間の中途の契約終了における違約金について地権者と発電事業者の間の契約に含まれているか確認することとする。

9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当なし

10. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページや広報等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金の確保が見込まれること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、撤去時の契約を確認することとする。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 設備整備計画の取消

設備整備計画の実施状況の報告の怠慢、本町の是正の指導に従わない場合においては、設備整備計画の認定を取り消す。

(4) 区域外の関係者との連携

本町及び再生可能エネルギー発電事業者は、本町外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。

(5) 基本計画の見直し

再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域の追加や、再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者による設備整備の提案など、基本計画に改正の必要が生じた場合は、その時の最新情勢を考慮し、適宜、基本計画の見直しを行う。